



◎県知事の一時転用許可が
要となるもの
前の要件のうち一つでも満
たさないものがある場合

農地改良の際は
届け出を

農地の埋め立てや盛土、掘削などをして農地改良をする場合に適用される「農地改良についての指導要綱」が平成17年7月1日から施行されています。すでに施行されている県の「農地改良の取り扱いに関する要綱」と合わせ、農地改良をする際は、農業委員会への届け出が県知事の一時転用許可のどちらかが必要となりますので、農地改良の予定のある人は、事前に農業委員会までご相談ください。

◎農業委員会への届け出が
要となるもの

次の要件をすべて満たす場合

- ①農地改良の面積が1千平方メートル以下
- ②盛土または掘削の深さが1メートル以下
- ③農地改良のための工事期間が3カ月以内

農業委員選挙

◎県知事の一時転用許可が
要となるもの
前の要件のうち一つでも満
たさないものがある場合

■問い合わせ先
農業委員会事務局
☎0869-22-0048

本年は農業委員選挙が行われますが、選挙委員の定数を25人に削減し、選挙区を設けることが決まりました。それぞれの選挙区ごとの定数は次のとおりです。

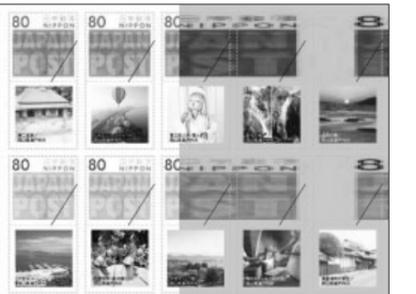
| 選挙区 | 区域 | 定数 |
|-----|------|----|
| 第1 | 旧牛窓町 | 8人 |
| 第2 | 旧邑久町 | 9人 |
| 第3 | 旧長船町 | 8人 |

■問い合わせ先

農業委員会事務局
☎0869-22-0048

地域限定！
オリジナル切手

邑久町観光協会では、瀬戸内市誕生1周年記念事業として「瀬戸内市観光写真付き切手」をPRします。



手」を発行します。80円切手10枚のシートに台紙付きで構成されていて、市の代表的な観光地が10種類、地域限定の瀬戸内市オリジナル切手になっています。市内各イベントや晴れの国おかやま国体の会場でも販売を行い、全国から訪れる皆さんへ観光「瀬戸内市」をPRします。

まずは「広報せとうち」をご覧の皆さんに、先行予約を行います。ぜひこの機会にお申し込みください。限定1,000シートで先着順です。お早めにご予約ください。

▽予約期間 7月28日～8月12日

▽販売期間 8月15日～売切れ次第終了

資源化物回収

長船中学校のPTAと全生徒が協力し、学区内全戸を対象に資源化物の回収を行います。

▽日時 8月27日(土)

▽回収物

- ・古紙類(新聞紙・広告、段ボール、雑誌類、牛乳パック)
- ・布(古着のみ)
- ・アルミ缶(スチール缶は回収しません)

※午前8時までに最寄りのごみステーションの前あたりに、分別して地区民各自で持ち寄ってください。

※天候により順延になる場合があります。その際は、午前7時に地区の放送で連絡します。

■問い合わせ先

長船中学校
☎0869-26-2029

邑久病院

眼科の休診日

医師の都合で、眼科が休診になります。ご迷惑をお掛けしますが、よろしく願います。

▽休診日 8月19日(金)・22日(月)・23日(火)

■問い合わせ先
市立邑久病院
☎0869-22-1234

健康カレンダー

日程訂正

お手元にある「平成17年健康カレンダー(一般)」の検診日程などに誤りがありました。おわびし、次のとおり訂正します。再度、日程をご確認ください。

■問い合わせ先
市健康づくり推進課
☎0869-26-5961

| リフレッシュ体操教室 | 開催日 | 正 |
|--------------------------|-------------------------|---|
| | 9月30日(金) | |
| | 9月16日(金) | 誤 |
| 基本健康診査 | 開催日 | |
| | 9月9日(金) | |
| 結核肺がん 大腸がん検診 (長船町) | 9月9日(金) 午後1～2時 | |
| | 9月9日(金) 午前11時～11時30分 | |

当番医が
変更になります

先月の本誌折り込みの「当番医のお知らせ」に、変更がありました。

▽月日 8月14日(日)

▽変更前 小林医院
(邑久町上笠加)

▽変更後 那須医院
(邑久町大窪)

☎0869-22-0140

国民年金保険料の追納

保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができるようになっていきます。

保険料を追納する場合は、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、17年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下表のとおりとなります。

免除等の承認を受けた年度から起算した
各年度の追納額

| | 全額免除 | 半額免除 |
|-------|---------|--------|
| 1年度目 | 13,300円 | 6,650円 |
| 2年度目 | 13,300円 | 6,650円 |
| 3年度目 | 13,500円 | 6,750円 |
| 4年度目 | 14,040円 | — |
| 5年度目 | 14,600円 | — |
| 6年度目 | 15,190円 | — |
| 7年度目 | 15,790円 | — |
| 8年度目 | 16,040円 | — |
| 9年度目 | 16,260円 | — |
| 10年度目 | 16,310円 | — |

■問い合わせ先

- 市市民課 ☎0869-22-1790
- 市牛窓支所市民生活課 ☎0869-34-3432
- 市長船支所市民生活課 ☎0869-26-2016
- 裳掛出張所 ☎0869-25-0004